

町田市宅地開発事業に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年(2024年)6月4日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市宅地開発事業に関する条例の一部を改正する条例

町田市宅地開発事業に関する条例（平成16年6月町田市条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 宅地開発事業 次のいずれかに該当する行為をいう。</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>宅地造成及び特定盛土等規制法</u>（昭和36年法律第191号）第2条第2号に規定する宅地造成又は同条第3号に規定する特定盛土等で同法第12条第1項の許可が必要なもののうち、切土又は盛土をする土地の面積の合計が500平方メートルを超えるもの</p> <p>(2)～(7) 略</p> <p>2 略</p> <p>(協議)</p> <p>第8条 第6条の事前相談を終えた事業者は、法第29条第1項の許可の申請又は<u>宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項</u>の許可の申請の前に、公共・公益施設の整備及び管理等について規則で定めるところにより、市長と協議しなければならない。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 宅地開発事業 次のいずれかに該当する行為をいう。</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>宅地造成等規制法</u>（昭和36年法律第191号）第2条第2号に規定する宅地造成で同法第8条第1項の許可が必要なもののうち、切土又は盛土をする土地の面積の合計が500平方メートルを超えるもの</p> <p>(2)～(7) 略</p> <p>2 略</p> <p>(協議)</p> <p>第8条 第6条の事前相談を終えた事業者は、法第29条第1項の許可の申請又は<u>宅地造成等規制法第8条第1項</u>の許可の申請の前に、公共・公益施設の整備及び管理等について規則で定めるところにより、市長と協議しなければならない。</p>

附 則

この条例は、令和6年7月31日から施行する。